令和 5 年第 8 回瑞穂市教育委員会定例会会議録 令和 5 年 8 月 2 3 日 (水)午後 2 時 O O 分開議

議事日程

開会及び開議の宣告

日程第1 令和5年第7回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

日程第2 会議録署名委員の指名について

日程第3 議案第26号 令和4年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点

検及び評価に関する報告書の提出について

日程第4 議案第27号 瑞穂市図書館所蔵雑誌カバー等に掲載する広告の取扱い

に関する要領の一部改正について

日程第5 意見聴取 令和4年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第6 意見聴取 令和5年度瑞穂市一般会計補正予算(第3号)について

日程第7 意 見 聴 収 瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運

営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に

ついて

日程第8 意見聴収 瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関す

る基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第9 教育長の報告

日程第10 そ の 他 事務局長

教育総務課長

給食センター課長

学校教育課長

幼児教育課長

生涯学習課長

閉会の宣言

〇本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

〇本日の会議に出席した委員

服 部 照

森 下 伊三男

加木屋 加緒里

大 平 髙 司

伊藤清美

〇本日の会議に欠席した委員

なし

〇本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

事務局長 佐藤 雅人 上 教育総務課長 克 彦 井 給食センター課長 野 光広 松 芳 学校教育課長 郷 通 学校教育課総括主幹 陽 子 野 石 学校教育課主幹 松 野 英 泰 智 子 幼児教育課長 野 П 幼児教育課主幹 司 洋 庄 生涯学習課長 野 田 秀樹 生涯学習課総括主幹 伊 藤 貴 範 生涯学習課主幹 佐 藤 文 行

〇本日の会議に職務のため出席した者の職・氏名

教育総務課主幹 野津浩行

〇傍聴者

なし

開会及び開議の宣告

○教育長 ただ今より、令和5年第8回瑞穂市教育委員会定例会を開会致します。

次第に沿って進めます。

日程第 1 令和 5 年第 7 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

○教育長 日程第1 令和5年第7回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認についてです。

事務局より過日郵送にてお配りしておりますので、委員の皆様には事前に ご確認頂いていると思いますが異議等はありますでしょうか。

異議がないようなので、令和5年第7回瑞穂市教育委員会定例会会議録の 承認については、承認することと致します。

日程第2 会議録署名委員の指名について

○教育長 日程第2 本日の会議録署名委員の指名についてです。

今回は、伊藤委員よろしくお願い致します。

日程第3 議案第26号 令和4年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書の提出について

○教育長 日程第3 議案第26号 令和4年度教育に関する事務の管理及び 執行の状況の点検及び評価に関する報告書の提出について、を議題と致しま す。

事務局より説明を求めます。

○教育総務課長 日程第3 議案第26号 教育委員会事務委任規則(平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号)第1条第15号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。提案理由、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条の規定により、教育委員会に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うとともに、その結果に関

する報告を議会に提出するため。

- **〇教育長** ただいまの説明につきまして、ご質問等はございませんでしょうか。
- **○大平委員** 放課後子ども総合プラン事業の評価についてお聞きします。
- **〇幼児教育課長** 放課後児童クラブは実施しているが、放課後子供教室は実施 していないことによる評価です。
- ○大平委員 教育相談事業に関連してですが、コロナ禍以降の不登校児童生徒数をお聞かせください。
- ○学校教育課長 不登校の原因はさまざまあると思いますが、解消に向けた施策をさらに吟味していく必要があるということでの評価です。現状を踏まえて、補正予算で教室には行けないけど相談室には行けるという子のための環境整備と来年度に向けて人員配置を考えているところです。コロナ禍以降の不登校児童生徒数については、後日お伝えします。
- **〇加木屋委員** コミュニティ・スクールの推進については、地域とのつながりがますます必要になってくると思います。現段階での活動計画があれば教えてください。
- **〇学校教育課長** 巣南中学校区の熱意を、他校区にも広げていけるような周知を していきたいと考えております。
- ○大平委員 ICT教育推進事業について、教育支援センターとオンラインでつないだ授業の実施と協働学習が実現できる授業支援ツールについて説明してください。

勤務環境の改善事業について、スクール・サポート・スタッフ等の利用により負担軽減につながっているのか伺います。

〇学校教育課長 オンライン授業については、家庭にいながらの参加、教育支援 センターとオンラインでつないだ授業の実施に対応してきました。支援ツール の導入については、より子どもたちが主体的な学びを仲間とともに進めていく ためのツールの導入を検討していきたいと思っています。

スクール・サポート・スタッフ、学習指導員の活用が定着してきたと感じています。しかしながら、まだ不十分なところがあるのも事実です。

○大平委員 子どもの読書活動の推進に関してビブリオバトルの実施と、自治会活動、校区活動を基盤とする地域コミュニティ活動の推進についての評価と、

文化財の保存・啓発について伺います。

〇生涯学習課長 学校との連携、代表児童の選出、大会の運営や審査基準等々の部分での課題が残っているということで、課題の解決をして充実した大会にしたいと思っております。

自治会活動、校区活動を基盤とする地域コミュニティ活動の推進についてですが、防災や福祉の新たな課題に対して主体的に協議することができ、協働体制を整えるというところで、大きな前進だと思っています。市民協働安全課とも連携をしながら進めていきたいと思っております。

文化財の保存・啓発につきましては、デジタルアーカイブ化をしていきたい と思います。

- ○大平委員 青少年健全育成事業の、青少年育成市民会議の3つの重点活動について説明願います。
- ○生涯学習課総括主幹 「あいさつ」と「ラジオ体操」と「地域安全」の3本柱で進めてきていますが、市民会議に多くの方が参加いただきながら、自分のこととして考えていただく機会が持てなかったため、令和4年度は協議にする内容として、情報モラルと読書に変更して取り組みました。ところが、参加者の考え方は様々で、集約できなかったこともあり、今年度は再度3本柱に戻して取り組んでいるところです。
- ○伊藤委員 教育委員会の事業全体的なことになりますが、令和4年度も新型コロナウイルスの影響で事業が停滞したものも多かったと思います。令和5年度は課題を具体的に把握し、再構築してスタートする年だと思います。そのように考えていった場合に、すべての事業の重要性はよく理解されていると思いますので、事業を推進するにあたって、市民の方が必要性を感じられるような機会や働きかけをすることが、令和5年度の評価につながるのではないかと思います。
- **〇教育長** 貴重なご意見ありがとうございました。今のご意見も含めて各課で進めていきたいと思います。ありがとうございます。

その他、ご質問等はございませんでしょうか。

ないようなので、日程第3 議案第26号 令和4年度教育に関する事務の 管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書の提出について、可決する

日程第4 議案第27号 瑞穂市図書館所蔵雑誌カバー等に掲載する広告の取扱いに関する要領の一部改正について

- ○教育長 日程第4 議案第27号 瑞穂市図書館所蔵雑誌カバー等に掲載する広告の取扱いに関する要領の一部改正について、を議題と致します。
 事務局より説明を求めます。
- 〇生涯学習課長 日程第4 議案第27号 瑞穂市図書館所蔵雑誌カバー等に掲載する広告の取扱いに関する要領の一部改正について、瑞穂市教育委員会事務委任規則(平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号)第1条第1号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。提案理由、広告掲載の申請、決定及び取消しについて詳細事項を定めると共に、変更及び辞退については新たな規定を設けるため改正するもの。
- **〇教育長** ただいまの説明につきまして、ご質問等はございませんでしょうか。
- **○大平委員** 今までに品位、公共性を損なうような申請はありましたか。
- **〇生涯学習課長** ないと聞いております。引き続き広告掲載を希望される事業 者が多いです。
- ○伊藤委員 瑞穂市の中でも封筒などへの広告掲載等が積極的に進められてきたと思いますが、今後も教育委員会に限らず行っていくものでしょうか。また、広告料金を教えてください。
- **〇生涯学習課長** 教育委員会に限らずですが、市としましては新たな財源を生み出していく手立てを考えております。

広告料金は1雑誌当たり6千円で、一括払いとさせていただいています。

○教育長 その他、ご質問等はございませんでしょうか。

ないようなので、日程第4 議案第27号 瑞穂市図書館所蔵雑誌カバー等に掲載する広告の取扱いに関する要領の一部改正について、可決することとします。

日程第 5 意見聴取 令和 4 年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定に ついて ○教育長 日程第5 意見聴取 令和4年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○教育総務課長 日程第5 意見聴取 地方教育行政の組織及び運営に関する 法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により、瑞穂市教育委員 会の意見を求める。提案理由、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2 33条第3項の規定により、令和4年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算を議会 の認定に付すことについて、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

歳出決算額は、教育委員会全体として44億9千2百52万7千円。歳入 決算額は、13億8千2百63万1千円です。

- **〇教育長** ただいまの説明につきまして、ご質問等はございませんでしょうか。
- ○伊藤委員 大月多目的広場管理事業の借地への対応を聞かせてください。
- ○事務局長 地権者へは、市への売却をお願いしていますが、購入には至っておりません。サンコーパレットパークの借地においては、1筆購入できたところもあります。
- ○森下委員 給食事業が一般会計に移行後の状況をお伺いします。
- **〇給食センター課長** 収入としては、現年度と過年度の給食費の収入と新型コロナ臨時交付金になります。歳出は賄材料となり移行前同様です。
- ○事務局長 コロナ臨時交付金を給食の賄材料費にしてはいますが、給食の賄材料費合計で約3億円が必要となります。
- **〇森下委員** 教育委員会歳出合計は、一般会計歳出合計の21.3%ですが、 昨年度はどうでしたか。
- **〇事務局長** ほぼ変わりません。
- ○教育長 その他、ご質問等はございませんでしょうか。

ないようなので、日程第5 意見聴取 令和4年度瑞穂市一般会計歳入歳出 決算の認定について、承認とします。

日程第6 意見聴取 令和5年度瑞穂市一般会計補正予算(第3号)に ついて

〇教育長 日程第 5 意見聴取 令和 5 年度瑞穂市一般会計補正予算 (第 3

号)について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○教育総務課長 日程第6 意見聴取 地方教育行政の組織及び運営に関する 法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により、瑞穂市教育委員 会の意見を求める。提案理由、令和5年第3回瑞穂市議会定例会への議案提 出につき、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

歳出額1億6百56万6千円、歳入額1千3百90万円を計上するものです。

- **〇教育長** ただいまの説明につきまして、ご質問等はございませんでしょうか。
- ○伊藤委員 体育館にエアコンの設置工事を行うということですが、避難所として設置するのであれば巣南中学校の柔剣道場も含まれますか。

体育館に設置された場合は、教育活動での使用も可能ということでしょうか。

- ○教育総務課長 巣南中学校の柔剣道場は避難所となっていないことから検討していません。
- **〇伊藤委員** 柔剣道場は避難所ではないかもしれませんが、同じ教育活動として の使用なので設置の検討をしていただきたいと思います。
- **〇加木屋委員** 電子黒板の修繕内容をお聞かせください。
- ○教育総務課長 初期に導入したものの修繕が多くなっています。多くは基盤の交換になります。
- **○大平委員** 文化財資料等保全処置委託料にある燻蒸は定期的に行われるものですか。
- **〇生涯学習課長** 市への寄付を希望されるものに虫、虫の卵、カビなどの燻蒸 措置をして保管するということになりますので、定期的なものではありませ ん。
- **〇大平委員** 保管場所の検討はされていますか。
- **〇生涯学習課長** 巣南公民館内を検討しています。
- ○教育長 その他、ご質問等はございませんでしょうか。

ないようなので、日程第6 意見聴取 令和5年度瑞穂市一般会計補正予算 (第3号) について、承認とします。

日程第7 意見聴取 瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○教育長 日程第7 意見聴取 瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○幼児教育課長 日程第7 意見聴取 地方教育行政の組織及び運営に関する 法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により、瑞穂市教育委員 会の意見を求める。提案理由、令和5年第3回瑞穂市議会定例会への議案提 出につき、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による就学前の子供に関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、市条例の改正を行うものです。

引用している市の条例の条項番号を改正するものです。

- **〇教育長** ただいまの説明につきまして、ご質問等はございませんでしょうか。
- ○教育長 ご質問等はございませんでしょうか。

ないようなので、日程第7 意見聴取 瑞穂市特定教育・保育施設及び特定 地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につい て、承認とします。

日程第8 意見聴取 瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○教育長 日程第8 意見聴取 瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○幼児教育課長 日程第8 意見聴取 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。提案理由、令和5年第3回瑞穂市議会定例会への議案提出に

つき、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

放課後児童支援員は、都道府県知事又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市もしくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければなりませんが、研修の受講予定者を資格者とみなす改正がされました。

瑞穂市内で新たに民間事業者が放課後児童健全育成事業を実施する際に、当初この研修を受けられていないということが想定されますので、今回の改正によって今後受ける予定をしていただいて事業を始めていただくということが可能となりますので、今回改正をさせていただきます。

- **〇教育長** ただいまの説明につきまして、ご質問等はございませんでしょうか。
- **〇伊藤委員** 支援員を採用されるときにこの研修の受講者と未受講者のどちら が多く採用されていますか。
- ○幼児教育課長 教員免許や保育士の有資格を雇用させていただいていますので、翌年ぐらいに研修を受けられて資格を取る方が多いです。雇用する際に所持している方は他で指導者として経験がある方ということになるので、受講済みの方の応募は少ないかと思います。
- ○教育長 その他、ご質問等はございませんでしょうか。

ないようなので、日程第8 意見聴取 瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、承認とします。

日程第9 教育長の報告

○教育長 日程第9 教育長の報告です。

大きく3点ございます。

まず1点目は前回の定例会でご紹介しました、3.11の震災の語り部の 菅原貞芳先生の講話を聴くことができました。平時の時にこそ難を忘れずに 事前の準備をしっかり行うということが一番の焦点ではなかったかなと思い ます。中でも印象に残った言葉がありました。「出席簿は命の確認簿」、 「いかなる想定外であっても失ってはならないのは子どもの命だ」、「安全 点検日は危機管理意識の確認日」というものです。 日頃から地域と顔が見える関係づくりが大事であり、職員同士が良い繋がりをもって、よい雰囲気の中で関係を作っていくことで何かあったときにも対応できるというお話だったと思っております。

個人的には市内の教職員の方に改めて命を守ることの責務や、何が必要かということを感じてもらえる機会になったと思っております。

2点目です。今年の夏から少しずつ地域行事が復活してきました。夏の地域行事というのはやはり子どもが成長する貴重な場だなということを感じました。今年度は牛牧校区のふれあい夏祭り、古橋南自治会の納涼フェスタ、森自治会のサマーフェスタなどにお伺いすることができました。私自身は、子どもたちが地域行事に積極的に参加すべきだと思っています。ある記事を見てなるほどと思ったことが3つありました。1つ目は日頃の学校生活では体験できないことができる貴重な学びの場であるという事です。大人の社会に触れ、その人たちのふるまいからたくさん学ぶことがあると思いました。

2つ目は地域での役割を果たすことで子どもたちの自己肯定感や自己有用感を育む機会となるという事です。それぞれの事業で中学生が、かき氷を作って手伝っている光景が見られ、学校では見られない、活き活きとした顔をしていて、おそらく地域の大人の方から感謝され、褒められていると思います。

3つ目は、地域の伝統文化に触れて興味・関心をもてると感じました。地域 に伝わる踊りなどがありますが、その担い手として後継者を育てることに繋 がると思っており大変ありがたく思っています。

菅原先生のお話にもありましたが、日頃から地域の方との連携ということで、 改めてこういった平時に自治会の方や子ども会の方やPTAの方が骨を折っ ていただいて、子どもたちに貴重な機会を作っていただけていることに感謝 しています。ぜひ学校の教員には、子どもたちの地域の活動を認める、価値 づけるという視点を持ってほしいということを感じました。

3点目です。いよいよ夏休みが終わって学校がスタートするときに大事にしたいと思うことは、1つ目は、子どもにとって信頼できる大人がそばにいるよというメッセージを出したいなと思っています。それはどういうことかというと、9月1日夏休みが終わって学校へ登校するといったときに、子どもたちはいろんな思いをもっていると思います。登校できる子も、できない子

もいると思います。ある記事に、「ランドセルと一緒に生活の重みを背負って学校に来る」というフレーズがあって、いろんな思いを抱えて登校すると思ったときに、学校の先生は子どもの表情やしぐさを見て、どんな心情なのか把握する姿勢がとても大事で、もし相談できる子がいれば一声かけて話を聞いてあげるというような姿勢で、先生に話を聞いてもらえるという安心できる存在であってほしいということを、校長会でも話をしたいと思っております。

2つ目は、熱中症への対応を引き続き行っていくという事です。これまでも 学校教育課から再三注意喚起をしてきましたが引き続き行っていきます。

3つ目は、8月1日に対応してくれましたが、暑さ指数に応じて部活動中止の判断です。部活動後の体調確認にも十分気を付けて、無事に子どもたちが家に帰れるようにという注意喚起をいたしました。山形県米沢市で部活が終わって自転車で下校中に熱中症で亡くなってしまったという事もございました。北海道伊達市で、児童が体育の授業後に熱中症の疑いで亡くなったという記事も見ましたので、まだまだ油断できないなと思っています。同じく北海道札幌市では熱中症指数アラートが出たので休校にした学校が多数ありました。

9月に入っても残暑が厳しいことが想定されますので、熱中症対応を確実に行うということを今一度校長会等でお願いしていきたいと思っています。

日程第10 その他

- 〇教育長日程第10その他です。事務局長。
- **〇事務局長** 特にございません。
- **〇教育長** 教育総務課長。
- **〇教育総務課長** 特にございません。
- **〇教育長** 給食センター課長。
- **〇給食センター課長** 特にございません。
- **〇教育長** 学校教育課長。
- ○学校教育課長 夏休み、大きな事故等の報告は受けていません。台風7号の

時も施設の確認を行いましたが、幼稚園の看板が少し外れているのはありましたが、学校閉庁日のお盆前に学校に台風に備える指示を出し、しっかり対応していただいたおかげで大きな被害はありませんでした。

現在は、西尾市のグラウンドの釘のことが話題となっています。教育委員会としては去年も学校に指示したことがありましたが、再度、確認の対応をお願いして報告を依頼していますので、ご承知おきください。

- **〇教育長** 幼児教育課長。
- ○幼児教育課長 9月7日から令和6年度の保育所入所受付を行います。期間は1週間です。今年度もAIを使った入所選考を行い、正確かつ迅速に判定し、11月上旬頃に内定通知を配送する予定で進めております。
- **〇教育長** 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長 まず1つ目ですが、ネーミングライツについてです。中ふれあい広場のネーミングライツパートナーが、株式会社岐孝園に決定いたしました。サンコーパレットパーク、ココロかさなるCCNセンターに次いで3か所目になります。愛称名は「さぼてん村広場」、使用期間は令和5年10月1日から令和10年9月30日までの5年間となります。命名権料は年額8万円です。ホームページへの表示、看板の取替など順次対応していきます。

今後のイベント等の予定といたしましては、9月21日に瑞穂大学健幸学部におきまして、球界のレジェンド権藤博さんをお迎えして特別公演を開催いたします。こちらにつきましては一般の方も参加が可能になりますので広報9月号にも掲載します。今後はチラシ等を作成して周知を図っていきます。

教育委員会定例会においても紹介済みですが、9月23日、24日に瑞穂市 親子感動事業としまして「くぼたまさと親子工作教室」を開催いたします。

9月30日には、瑞穂市市制20周年記念事業として、第23回ネオクラシックコンサートオーケストラ・アンサンブル金沢瑞穂公演が開催されます。 チラシが完成いたしましたので机上にお配りさせていただいております。

○教育長 各課より報告いただきましたが、本日の議題等も含め、その他、ご質問等はありませんか。

ないようなので、次回以降の教育委員会定例会の開催について確認させて いただきます。 次回第9回教育委員会定例会は、令和5年9月29日(金)、午前10時 30分から、瑞穂市給食センターで開催したいと思います。

第10回教育委員会定例会は、令和5年10月27日(金)、午後2時から3-2会議室で開催します。

よろしくお願いします。

閉会の宣言

〇教育長 本日は、お忙しいところありがとうございました。

これをもちまして、令和5年第8回瑞穂市教育委員会定例会を閉じさせていただきます。

閉会 午後4時20分

瑞穂市教育委員会会議規則第27条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年8月23日

瑞穂市教育委員会 教育長 限 部 退、

委員行廳清美

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1 3条第6項のただし書により、人事に関する事件その他の事件について、出席委 員の3分の2以上の多数で議決があった場合は非公開とします。